

事 務 連 絡
令和 3 年 6 月 9 日

各都道府県看護行政担当者 殿

厚生労働省医政局看護課
看護サービス推進室

令和 3 年度新型コロナウイルスの影響に係る看護職員卒後フォローアップ研修事業
についての事業計画および執行状況に関する情報提供について（協力依頼）

看護行政の推進については、日頃よりご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、基礎教育において臨地実習の経験が不足しておりかつ就業後の新人看護職員研修では補うことが難しい領域での経験等を補うことを目的とし、令和 3 年度新型コロナウイルスの影響に係る看護職員卒後フォローアップ研修事業を実施し、各都道府県においても必要な予算を確保いただくとともに事業の実施にあたり都道府県内の看護学校養成所等との連携をお願いしているところです。

当該研修事業により新人看護職員研修の一層の推進を図る観点から、各都道府県の取組状況や今後の計画についての情報提供をお願いいたします。

ご多忙のところ大変恐縮ですが、下記のとおり資料の提出にご協力いただきますよう、宜しくお願い申し上げます。

結果については、取りまとめの上、各都道府県に情報提供するとともに、国会審議等の場における基礎資料として必要に応じて活用させていただきます。

記

1. 提出資料

令和 3 年度新型コロナウイルスの影響に係る看護職員卒後フォローアップ研修事業の事業計画および執行状況

（別添）様式一覧、当該事業概要

2. 提出期日及び提出方法

令和 3 年 6 月 18 日（金）までに、One Public に作成されている様式より回答。

3. 照会先

本件についてご照会等ございましたら、下記までお問い合わせください。

厚生労働省医政局看護課看護サービス推進室看護研修推進係長 屋久（やひさ）

電話：03-5253-1111（内線 4177）

メールアドレス：ns-kenshu@mhlw.go.jp

【令和3年度新型コロナウイルスの影響に係る看護職員卒後フォローアップ研修事業について】

以下、当該事業を「フォローアップ研修」と表記します。

なお、本回答の結果により、補助の執行等に影響しないことを予め申し添えます。

セクション1 フォローアップ研修について(必須回答)

質問1 令和3年6月1日時点で、フォローアップ研修の計画を作成していますか

作成している	→ セクション2へ
作成していない	→ セクション3へ

セクション2 フォローアップ研修の計画を「作成している」と回答した場合

質問2 年間の研修延べ人数は何人を予定していますか

人(コメントにて回答)

質問3 令和3年6月1日時点で、フォローアップ研修を実施していますか

実施している	→ 「実施していない」場合のみ、質問4へ
実施していない	

質問4 研修実施は何月を予定していますか(※「実施していない」場合のみ回答)

月(コメントにて回答)

→以上で回答終了です。おつかれさまでした。

セクション3 フォローアップ研修の計画を「作成していない」と回答した場合

質問5 これから今年度のフォローアップ研修の計画を作成する予定はありますか

作成予定である	→ 「作成予定である」場合のみ、質問6へ
作成予定はない	

質問6 計画作成後、研修実施は何月を予定していますか(※「作成予定である」場合のみ回答)

月(コメントにて回答)

→以上で回答終了です。おつかれさまでした。

新型コロナウイルスの影響に係る看護職員卒後フォローアップ研修事業【新規】

背景

令和3年度予算額 25,563千円（令和2年度予算額 0千円）

○「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」（令和2年2月28日付け事務連絡）では、看護基礎教育における実習について、演習又は学内実習等を実施することにより、必要な知識及び技能を修得することとして差し支えないとされている。

○看護基礎教育では、病院・施設・在宅等といった場に加え、対象の発達段階に応じ、新生児から高齢者まで幅広く多様な分野毎にそれぞれ臨床実習が必要であることから、R3年度、臨床現場に入職する看護職員のうち、基礎教育において、修了要件は満たしつつも、いずれかの分野の臨床実習の経験が少ない者が入職する可能性があり、

- ・患者の生の反応や現場の臨場感、一定期間実習に出ることによって得られる継続的・統合的な学び
- ・病院以外の場や特定の領域での経験

等が不足する状態での就業開始が想定される。臨床現場で経験を重ねることにより修得が可能な部分もあるが、基礎教育での臨床実習の経験が例年と比べ少ないことで、リアリティショックの増大や医療安全上の課題、職場での業務修得に例年より時間を要するなどの影響が考えられる。

○こうした影響は、**新人看護職員の早期離職や指導する現場の看護職員の負担の増大等に繋がり、安定的な看護職員確保を妨げる可能性が高い。**

事業内容等

◆事業目的：新型コロナウイルス感染症の対応に関連した看護基礎教育における臨床実習の経験の不足を補うことにより、新人看護職員のリアリティショックの軽減、職場適応を促進し、早期離職防止、臨床で指導をする看護職員の負担軽減を図ることを目的とする。

◆事業内容：看護職員の養成所・大学等がR2年度に基礎教育を修了した者を対象に実施する研修の運営に係る経費を補助する。

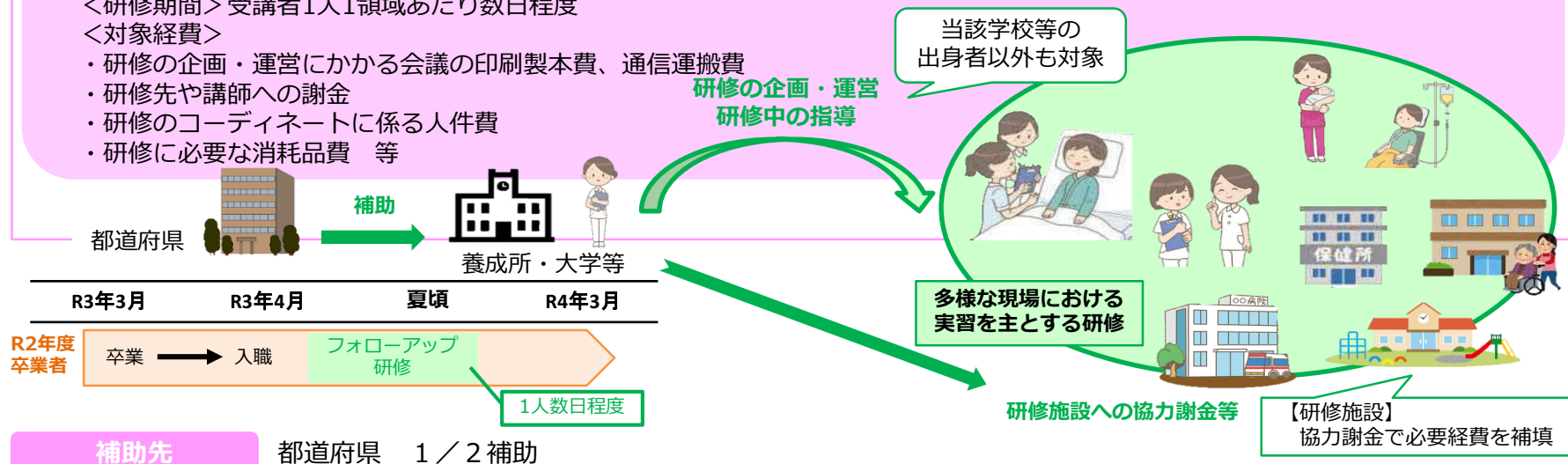
＜研修対象者＞ R2年度に看護基礎教育を修了した看護職員

＜対象とする研修＞ 新型コロナウイルス感染症への対応により、基礎教育において経験が不足していると考えられる臨床実習での学びを補うことを目的とし、就業先の新人看護職員研修では補えない領域や分野の臨床現場での体験学習を主とする研修。

＜研修期間＞ 受講者1人1領域あたり数日程度

＜対象経費＞

- ・研修の企画・運営にかかる会議の印刷製本費、通信運搬費
- ・研修先や講師への謝金
- ・研修のコーディネートに係る人件費
- ・研修に必要な消耗品費 等



補助先

都道府県 1 / 2 補助